

東京地方裁判所 平成14年8月27日判決

事件番号：平成9年（ワ）第16684号・平成11年（ワ）第27579号

以下、判決文の抜粋。

（前略）

(3) そこで、上記(2)の前段の判断基準に基づき本件における国会の立法不作為の違法の有無を検討することとするが、その前提として、必要な範囲で、原告らの主張する本件細菌戦の事実の有無についてみておくこととする。

ア この点については原告らが立証活動をしたのみで、被告は全く何の立証（反証）活動もしなかったため、本件において事実を認定するにはその点の制約ないし問題がある。また、本件の実事関係は、多方面に渡る複雑な歴史的事実に係るものであり、歴史の審判に耐え得る詳細な事実の確定は、最終的には、無制限の資料に基づく歴史学、医学、疫学、文化人類学等の関係諸科学による学問的な考察と議論に待つほかはない。しかし、そのような制約ないし問題があることを認識しつつ、当裁判所として本件の各証拠を検討すれば、少なくとも次のような事実は存在したと認定することができる（認定に供した証拠は、省略。）。

（中略）

(ア) 731部隊の前身は、昭和11年（1936年）に編成された関東軍防疫部であり、これが昭和15年（1940年）に関東軍防疫給水部に改編され、やがて731部隊の名で呼ばれるようになった。同部隊は、昭和13年（1938年）ころ以降中国東部のハルビン郊外の平房に広大な施設を建設してここに本部を置き、最盛期には他に支部を有していた。同部隊の主たる目的は、細菌兵器の研究、開発、製造であり、これらは平房の本部で行われていた。また、中国各地から抗日運動の関係者等が731部隊に送られ、同部隊の細菌兵器の研究、開発の過程においてこれらの人々に各種の人体実験を行った。中国各地には他にも同様な部隊が置かれたが、その中で有力な部隊が南京に置かれていた中支那防疫給水部（「栄1644部隊」又は「1644部隊」）である。

（証拠略）

(イ) 1940年（昭和15年）から1942年（昭和17年）にかけて、731部隊や1644部隊等によって、次のa, f, g, hのとおり中国各地に対し細菌兵器の実戦使用（細菌戦）が行われた。

a 衢県（衢州）

(a) 1940年（昭和15年）10月4日午前、日本軍機が衢県上空に飛来し、小麦、大豆、粟、ふすま、布きれ、綿花などとともにペスト感染ノミ（小袋に入ったものもあった。）を空中から撒布した。当日午後には、県知事の指示で、住民を総動員して散乱している投下物の収集・焼却が行われた。

(b) 10月10日以降、上記の投下物のあった地域で病死者が出始め（ただし、その病気がペストかどうかは確認されていない。）、同じころからネズミの死体が続々と発見されるようになった。11月12日にペスト患者が初めて確認され、投下物のあった地域においてペスト患者が多発した。

衢県で11月12日以降に発生したペストは、日本軍機が投下したペスト感染ノミがネズミにペストを流行させ、これがヒトに感染したものと考えるのが合理的である。

(c) 1940年（昭和15年）末までに当局に報告されたペストによる死者は24人であった。しかし、ペスト患者は、家族がこれを秘匿したり、隔離されることなどを恐れて逃亡するよ

うなこともあって、病死者の実数はこれを上回るものとみられる。なお、証人K1は、衢州細菌戦の被害者が1501人に上るとしている。また、衢県でのペストは、次のbからeまでのようにその周辺の地域にも伝播し、大きな犠牲をもたらした。

(証拠略)

b 義烏

(a) 1941年(昭和16年)9月、衢県に流行していたペストに感染した鉄道員が義烏に戻って発病し、これをきっかけに義烏においてペストが流行した。

(b) ペストは、義烏からさらに周辺の農村へ伝播していったが、原告32ら現地の被害調査会の調査によれば、義烏市街地におけるペストによる死亡者は309人に上るとされる。

(証拠略)

c 東陽

(a) 1941年(昭和16年)10月、義烏で流行していたペストが東陽県に伝播し、同所で流行した。

(b) 原告59によれば、同原告の住む歌山鎮では40人以上がペストで死亡したとされる。

(証拠略)

d 崇山村

(a) 江湾郷の崇山村は、北の上崇山村と南の下崇山村の2つに分れており、住宅は密集して建てられていた。しかし、上・下の区域を越えた人の交流はほとんどなかった。同村のペストは、1942年(昭和17年)10月から上崇山村で爆発的に流行し、死者が続出する事態となった。その後、12月上旬には上崇山村のペストはほぼ終結するよう見えたが、12月に入ると今度は下崇山村で死者が出るようになった。

このペストは、義烏に流行していたペストが伝播したものと考えられる。

(b) 崇山村のペストによる死者は、流行が終息する翌1943年(昭和18年)1月までに総計396人に上ったとされている。これは当時の崇山村の人口の約3分の1に当たる。

(証拠略)

e 塔下洲

(a) 崇山村で流行していたペストは、1942年(昭和17年)10月に塔下洲村に伝播し、同村で大流行した。

(b) 塔下洲村のペストによる死者は、約2か月の間に103人に及んだとされている。この死者は、当時の村全体の人口の約5分の1に当たる。

(証拠略)

f 寧波

(a) 1940年(昭和15年)10月下旬、日本軍機が寧波上空に飛来し、中心部の開明街一帯にペスト感染ノミ(後にインドネズミノミと鑑定された。)の混入した麦粒を投下した。

(b) 早くも10月29日にノミ等が投下された地域にペスト患者が出て、治療活動とともに防疫活動も活発に行われ、汚染区が封鎖され、消毒や家屋の焼却などが行われた。このような治療、防疫活動により、ペストは12月初めに最後の患者を出した後、終息した。このペスト流行は、主として、投下されたペスト感染ノミが直接ヒトを噛んでペストがヒトに感染したことによるものと考えられる。

(c) 時事公報による報道、国民政府中央防疫研究所長の報告書、治療に参加した医師等からの情報提供に基づく証人O1らの調査(証拠略)によれば、このペスト流行による死亡者で氏名が判明しているのは109人である。

(証拠略)

g 常德

(a) 1941年(昭和16年)11月4日、731部隊の日本軍機が常德上空に飛来し、ペスト感染ノミと綿、穀物等を投下し、これが県城中心部に落下した。

(b) 11月11日にはペスト患者が出始め、初発患者発生から約2か月間の1次流行で県城地区で8人の死亡患者が出た(当時の『防治湘西鼠疫経過報告書』による。)。ところが、約70日の間隔を置いて、1942年(昭和17年)3月から2次流行が起き、6月までに県城地区で合計34人の死亡患者が出た(同報告書)。

1次流行は投下されたペスト感染ノミが直接ヒトを噛んでヒトがペストに感染したものである可能性が高く、2次流行は、ペスト菌がそれに感染したネズミの体内で冬を越し、春の活動期にノミを介してヒトに感染した可能性が高いと考えられる。

(c) 1942年(昭和17年)3月以降、常德市街地のペストが農村部に伝播していき、各地で多数の犠牲者を出した。なお、「常德市細菌戦被害調査委員会」によれば、調査範囲は極めて広いが、常德関係のペストによる死亡者は7643人に上るとされている。

(証拠略)

h 江山

(a) 日本軍は、1942年(昭和17年)6月10日ころから江山県城を占領し、約2か月後に撤退したが、この撤退の際、コレラ菌を使用した細菌戦を実行した。その方法は、主として、井戸に直接入れる、食物(餅状のもの)に付着させる、果物に注射するなどというものであった。

(b) 江山の人々の中には、これらの食物等を飲食しコレラに罹患して死亡する人が発生した。原告172及び同175の最近の調査によれば、当時七斗行政村においてコレラで死亡したと考えられるのは合計37人であった。

(証拠略)

(ウ) これらの細菌兵器の実戦使用は、日本軍の戦闘行為の一環として行われたもので、陸軍中央の指令により行われた。

(後略)

判決文の全文URLもしくは二次元コードよりごらんください

(URL: https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=5795)

